

年金受給資格期間が10年に短縮されています

平成29年8月までは、老齢年金を受け取るためには、保険料納付済期間と保険料免除期間などを合算した資格期間が原則として25年以上必要でしたが、現在は資格期間が10年以上あれば老齢年金を受け取ることができるになっています。なお、資格期間とは次に掲げるものを言います。

- 国民年金の保険料を納めた期間や免除された期間
- サラリーマンの期間（船員保険を含む厚生年金保険や共済組合等の加入期間）
- 年金制度に加入していなくても資格期間に加えることができる期間（「カラ期間」と呼ばれる合算対象期間）

これらの期間を合計したものが「資格期間」です。

資格期間が10年未満の方には、「年金加入期間の確認のお知らせ（案内）」を送付しています。年金機構には、持ち主の分からない年金記録が約2000万件残っており、この中にご自身の記録があった場合は年金を受け取れることがありますので、「年金加入期間の確認のお知らせ（案内）」が届いた方は、ご自身の記録を必ずご確認ください。（※年金事務所へ相談の際は、「ねんきんダイヤル」電話番号0570-05-1165へ予約の上、来訪願います。）

■お問い合わせ 住民課戸籍担当 電話 56-2123

児童扶養手当

父母の離婚などで、父または母と生計を同じくしていない児童を養育している家庭（ひとり親家庭）の生活の安定と自立の促進に寄与し、子どもの福祉の増進を図ることを目的として支給される手当です。

●対象者

次の要件に該当する児童を養育している父母、または父母に代わってその児童を養育している方が受給できます。

- ・父母が婚姻（事実婚を含む）を解消した児童
- ・父または母が死亡または生死が明らかでない児童
- ・父または母が重度の障がいにある児童
- ・父または母から1年以上遺棄されている児童
- ・父または母が1年以上拘禁されている児童
- ・母が婚姻によらないで生まれた児童
- ・父または母が裁判所からのDV保護命令を受けた児童

○18歳に到達する日の属する年度の3月31日まで。児童の心身に障害のあるときは20歳の誕生日の前日まで。

●支給制限

- ・児童が施設に入所しているとき
- ・受給者または児童が公的年金を受けているとき
- ・前年分の所得が一定額以上ある場合 など

児童扶養手当受給者は、平成30年8月1日から同月31日までに現況届を役場に来庁して提出する必要があります。また、支給開始月から5年を経過する予定の方（※）及び既に5年以上経過した方は、一部支給停止適用除外事由届をあわせて提出してください。※平成30年9月から平成31年6月までの間に5年を経過する方が対象です。

ご案内は個別に郵送していますのでご確認ください。なお、提出がない場合は手当額の一部または全部が停止される場合があります。

特別児童扶養手当

一定以上の障がいのある児童（20歳未満）を扶養する父母、または父母に代わってその児童を養育している方が受給できます。

●支給制限

- ・前年分の所得が一定額以上ある場合
- ・児童が、障がいを支給事由とする公的年金を受け取ることができるとき
- ・児童が施設に入所しているとき

特別児童扶養手当受給者は、9月までに現況届を提出する必要があります。対象者には8月中旬に現況届提出の依頼文書をお送りしますので、忘れずに提出してください。

●提出先

福祉子育て支援課子育て支援室 または
トマム支所

●問い合わせ先

福祉子育て支援課子育て支援室
電話 56-2125

聞いてみたいこと、心配なことなどありましたらお気軽にお問い合わせください。



交通救助訓練

高速道路利用者の増加による交通事故が多発している現状を踏まえ、6月26日に(有)占冠車輛敷地内で、自動車に閉じ込められている要救助者を救出し病院へ搬送することを想定した『交通事故・多数傷病者シミュレーション訓練』を実施しました。訓練には、占冠支署から12名、上富良野消防署から1名、上富良野消防署中富良野支署から2名、日高西部消防組合富川消防署日高支署から5名、占冠村役場・地域おこし協力隊から5名の計25名が参加しました。

このような訓練を行うことで、消防隊員は『要救助者をいち早く安全に助ける』という消防の基本に立ち返り、習得した救助活動の知識を日々の現場活動に活かしています。

交通事故は、少しの気の緩みから発生します。有事に備えこのような訓練をしていますが、なるべく消防の出番が無いよう、安全運転をお願いします。



救急出場状況 (6月分)

一般負傷	3件	(2人)
労働災害	1件	(1人)
急病	10件	(10人)

6月計	14件	(13人)
累計	139件	(130人)

※ () 内は搬送人員

富良野広域連合 富良野消防署占冠支署 ☎56-2119

架空請求詐欺発生

富良野市内に居住する高齢女性が、合計510万円を騙し取られる架空請求詐欺事件が発生しました。

今回発生した詐欺の手口は、『法務省管轄支局国民訴訟告知センター』名で「消費料金に関する訴訟最終告知のお知らせ」と題した架空請求はがきを送付し、問い合わせた被害者に対し「裁判費用にお金がかかる」などと言い、コンビニ代行決済及び現金郵送の方法でお金を騙し取るといったものです。

『法務省』『訴訟』などの言葉を巧みに使って不安を煽り、電話をしてきた人を更に不安にさせ、お金を騙しとるのが詐欺の手口です。このようなはがきが送られてきても絶対に電話などをせず、家族や警察に相談してください。

消費料金に関する 訴訟最終告知のお知らせ

この度、ご通知致しましたのは、貴方の利用されている契約会社、もしくは運営会社側から契約不履行による民事訴訟として、訴訟が提出されました事をご通知致します。

管理番号(わ)279 裁判取り下げ最終期日を経て訴訟を開始させていただきます。

尚、このままご連絡なき場合は、原告側の主張が全面的に受理され、施行官立会いの下、給与差し押さえ及び動産、不動産の差し押さえを強制的に執行させていただきますので、裁判所執行官による執行証書の交付を承諾いただきますようお願い致します。

裁判取り下げなどのご相談につきましては、当局にて承っておりますので、お気軽にお問合わせ下さい。

尚、書面での通達となりますので、プライバシー保護の為、ご本人様からご連絡いただきます様、お願い申し上げます。

※取り下げ最終期日 月22日

法務省管轄支局 国民訴訟告知センター

東京都千代田区霧が関2丁目1番9号

取り下げ等のお問合わせ窓口 03-6741-0

受付時間 9:00~20:00(日、祝日を除く)

▲今回被害に遭われた方に送られてきたはがきの内容